

令和元年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和元年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和2年1月20日 月曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎4階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 閉 会 午後3時00分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
柴 田 健
佐々木 晃 久

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長	渡 部 克 宏
総務課長	片 村 有 希
義務教育課長	石 川 政 昭
特別支援教育課長	新 井 敏 彦
生涯学習課長	中 山 恭 幸
高校教育課副主幹(兼)班長	藤 澤 修
保健体育課副主幹(兼)班長	高田屋 馨
義務教育課指導主事	三 洲 龍 太
特別支援教育課指導主事	黒 澤 貴 之
生涯学習課社会教育主事	櫻 庭 直
高校教育課主任指導主事	勝 又 貞 臣
高校教育課指導主事	伊 藤 淳

7 次 第

- (1) 報告（「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
 - ・いじめの認知及び認知後の適切な対応の在り方について
 - ・いじめへの対応に係る検証の在り方について
- (3) その他

【司会（高校教育課勝又主任指導主事）】

ただいまから、令和元年度、秋田県いじめ問題対策審議会を開会いたします。はじめに、秋田県教育委員会、渡部克宏教育次長が御挨拶申し上げます。

【事務局（渡部克宏教育次長）】

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から本県教育の充実発展に御尽力いただいておりますことに重ねて御礼を申し上げたいと思います。会に先立ちまして、県教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆さん御存知の通り、平成28年に秋田県いじめ防止対策推進条例が施行されました。この条例は、児童生徒が健やかに成長できる環境を社会全体で作り上げていくという理念がベースとなっております。また、いじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進するという目的をもっております。当審議会は、この条例の第23条に基づいて設置されており、条例の理念や目的を踏まえまして、いじめ防止等の対策を実効的に行うものとして位置付けられております。

さて、先の報道にありましたように、平成30年度の国の問題行動調査におきまして、本県のいじめの認知件数が4,237件と、前年比で1,182件増加しております。この結果につきまして、県教育委員会におきましては、いじめの初期段階のものも含めまして、学校がいじめを積極的に認知して、そして、その解消に向けて、児童生徒に寄り添った対応をしている、その表れではないかと肯定的に捉えております。

いじめは、どの学校にも、そしてどんな児童生徒の集団にも生じうるものであると、そういう緊張感をもって、関係者が連携して、社会全体でいじめの問題に取り組むことが大切ではないかと考えております。本日は、各課からいじめ防止等への取組の状況を説明させていただきながら、いじめ防止等に向けた取組などにつきまして御協議をいただき、今後の改善に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願います。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介いたします。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介いたします。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

では、条例第26条第2項の規定に基づき、ここからの議事進行は、議長である嵯峨会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願います。

【嵯峨会長】

ただいま御紹介にありました嵯峨でございます。私は昨年こちらの審議会の会長に就任いたしまして、今年度も引き続き会長として議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

先日も、連絡協議会があったのですが、その際にも、本日の協議題に関する内容について、私自身の個人的意見を述べさせていただいたところであります。

今日の問題ですが、いじめは学校の中で起こりうるものであって、解決においても基本的に教育の専門性という観点から、学校の内部でなされているケースが往々にしてあるのかなと思っております。そうではあります。学校の外側にいる我々も、教育機関と連携して、いじめ防止につながるような活動をしていかなければいけないと思っております。本日はそのような観点から、議事進行を進めていきたいと考えております。

それでは早速ですが、次第の一つ目、本県のいじめ等の状況について報告をお願いいたします。

【司会】

それでは、本県のいじめ等の状況について、各課から報告いたします。義務教育課からお願いします。

【事務局（石川義務教育課長）】

はい。はじめに本県のいじめの状況について説明いたします。本県の国公立小・中学校における平成30年度のいじめの認知件数ですが、小学校が3,171件、中学校が821件、計3,992件であります。前回の調査と比較いたしますと、小学校で977件、中学校で187件、計1,164件増加となっております。この増加の背景につきましては、各校にいじめの定義や、いじめを正確に漏れなく認知することが大事であると理解が進んでいる、また、喧嘩やふざけ合い、からかい合いのような、そういったものであっても、その背景にあるものや子供たちが感じている被害性などに着目して、この調査について件数として計上するようになった、これが増加した背景にあるのではないかと捉えております。小学校においてその傾向が顕著に見られております。

次に、千人当たりのいじめの認知件数ですが、国公立小・中学校、高等学校、特別支援学校で、本県の千人当たりのいじめの認知件数は46.2件であり、前回における調査と比較して13.8件の増加となっております。全体では、認知件数の少ない方から数えて全国で32番目という状況であります。大事なことは、認知件数の増減、そこに注視することも一つであります。何より認知したいじめに対してどのように対処したかという部分が大切であると考えております。この後も学校がいじめを積極的に認知しつつ、即時対応、そして初期対応を丁寧に行うよう指導してまいりたいと考えております。

次に、本県の暴力行為の状況についてです。はじめに、暴力件数の発生件数につきましては、千人当たりの発生件数は、全国で少ない方から数えて9番目でありました。発生件数が増加しておりますが、些細な小競り合いや喧嘩も暴力として計上している学校も多く見られることから、いじめの認知件数同様、学校が丁寧に子供たちの様子を捉えようとした結果であると考えております。

暴力行為の形態につきましては、対教師暴力は小学校で27件、中学校が1件、生徒間暴力が小学校で92件、中学校で24件となっております。前回の調査と比較して、全体でも増加している傾向が見られます。校種別では、小学校での増加、そして中学校では減少という形になっております。自分の感情をなかなか抑えることができず、友人や先生に対して、暴力行為がエスカレートしているケースですとか、同じ児童生徒が繰り返しているケースが報告されています。

今後も日常の観察、あるいは教育相談等によりまして、実態をきめ細かに把握し、適切な指導、支援に努めることによって、不登校、あるいは問題行動の未然防止、即時対応を充実させていく必要があるかと思っております。何よりも日常から学校で、危機管理の意識を高めていく必要があるかと思っておりますので、小・中学校の場合は、各市町村教育委員会と連携しながら、引き続き対策をとってまいりたいと考えております。以上、小・中学校の報告を終わらせていただきます。

【司会】

続きまして、高校教育課からです。お願いします。

【事務局（藤澤高校教育課副主幹）】

はい。それでは続きまして、高等学校におけるいじめ、暴力行為の状況について説明をいたします。

まずは、本県のいじめの状況についてであります。高等学校における平成30年度のいじめの認知件数は、公私立、全日制・定時制・通信制を合わせまして、平成30年度241件で、前年度の調査と比較し、27件の増加となっております。27件の増加になりましたが、このいじめの認知件数につきましては、単に減少すればよいというものではなく、どんな軽微なものも見逃さず適切に対応することが重要であると考えております。いじめの防止や早期発見に向けた取組としては、定期的なアンケートやクラス担任による面談、それから職員会議や打合せ等での生徒の情報の共有などを行っております。また、解決に向けた取組といたしましては、校内におけるいじめ防止対策委員会を早期に立ち上げ、情報の共有を図るとともに、その後の対応についても、詳細に検討するなど、丁寧な対応を心掛けております。また、校内における教育相談体制の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用、そして、外部機関との連携等を働きかけながら、生徒が不安や悩みを解消し、安心して学校生活を送ることができるよう、今後の指導・援

助の充実を図ってまいりたいと考えております。

二つ目、本県の暴力行為の状況についてであります。まずは、高等学校における暴力行為の発生件数であります。公立、私立、全日制・定時制・通信制を合わせまして38件で、前年度の調査と比較して、12件の増加となりました。

また、高等学校における暴力行為の形態では、生徒間暴力が30件と最も多くなっております。人間関係のこじれから暴力を振るう事故が多く、他者の人権を尊重し、思いやりの心を育む指導を更に充実させる必要があると考えております。

以上で、高等学校におけるいじめ及び暴力行為の状況についての説明を終わります。

【司会】

次に、特別支援教育課からです。お願いします。

【事務局（新井特別支援教育課長）】

はい。それでは、特別支援学校のいじめ問題の状況につきまして御説明いたします。本県の公立特別支援学校におけるいじめの認知件数につきましては、4件でありました。前回の調査と比べますと9件の減少となっております。いじめの態様につきましては、冷やかしの、からかいや嫌なことを言われたという内容が多く占めています。いずれのケースにつきましても、被害児童生徒への対応、加害児童生徒や学年、学部の児童生徒全体への指導などを即時に行い、現在はいずれもいじめは解消しております。

特別支援学校の場合、障害により自分から被害等を訴えることが難しい児童生徒もいるため、職員が状況把握を一層丁寧に行い、早期発見、早期対応を行うことが重要と考えております。具体的には、学校で本人を対象とした個別面談やいじめに関するアンケート調査を行うなどして、丁寧に状況把握をしています。

今後も、全職員でいじめの定義を繰り返し確認し、情報を共有しながら、組織的な対応に努めるよう指導してまいります。なお、特別支援学校につきましては、暴力行為は調査の対象となっております。以上で報告を終わります。

【司会】

報告は以上です。

【嵯峨会長】

はい。ただいまの報告につきまして、御意見はございますか。

私からいくつか質問させていただきます。まず、本県のいじめの状況について、公立小・中学校、高等学校における認知件数を全て数えておりますが、秋田県のいじめ問題対策審議会で取り上げるべきものは、県立学校を対象としたものではないかと考えています。私立や公立の小・中学校あるいは高等学校についての認知件数をどういった形で把握しているのか教えていただきたいと思っております。

【事務局（石川義務教育課長）】

小・中学校のデータにつきましては、高校のデータもそうですが、年に一度の国の問題行動等調査の中で、各市町村のデータを集約して県として取りまとめたものでございます。それが文科省から公表されております。考えていく場合には、県立の場合が会の対象となるかと思いますが、小・中学校も合わせてその背景など色々なところに共通する部分がございますので、データの的には小・中学校は参考数値になるかもしれませんが、合わせてお考えいただければ、義務教育課といたしましてもありがたいです。

【嵯峨会長】

はい、ありがとうございます。秋田県にも県立中学校があるかと思いますが、この審議会は秋田県全体の中学校の問題について考えていくという姿勢でよろしいでしょうか。

【事務局（藤澤高校教育課副主幹）】

はい。この審議会の中では、全て、小・中学校、そして高校も私立も含めて全て含めて取り扱う

ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

【嵯峨会長】

そうすると、こちらで対応について何か提起したときに、市教育委員会にも還元されるということでしょうか。

【事務局（藤澤高校教育課副主幹）】

はい。いじめ問題対策連絡協議会もありますので、その中でこの審議会の中の内容を伝えることもあるかと思います。

【嵯峨会長】

ありがとうございます。先ほど高校教育課から、外部機関と連携を図っているとありましたが、今も図っているのか、それとも今後このように図りたいと思っているのか、その辺り、外部機関との連携が現在はどうなっているのか、今後どういうふうにしたいのか、もう少し具体的に教えてもらえますでしょうか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

色々共通するところもありますので、義務教育課からお答えします。今日は県立の方ということで審議会が設けられておりますが、毎年11月には、いじめ問題対策連絡協議会も開催させていただいて、弁護士会からも1名参加していただいております。その他にも、法務局、県警、それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等様々な機関の委員から、一つのテーマに絞って協議しています。今年度はネットいじめについて皆で協議して、それを各学校が活用できるようリーフレットの形にまとめ、県のホームページにもアップしています。このように、様々な機関と連携していじめ問題について考えています。この審議会もその一つと捉えており、この場で話し合われた内容を私たちで共有して、市町村教育委員会にも伝えていきたいと考えています。

【嵯峨会長】

はい、ありがとうございます。先ほど特別支援教育課から、特別支援学校についてはいじめに対する個別の面談やいじめに関するアンケートなども実施してるとおっしゃっていましたが、特別支援学校以外、例えば普通の高校や、中学校、小学校、そういったところでも、このような取組は実施されているのでしょうか。

【事務局（石川義務教育課長）】

はい。小・中学校でも同様の取組を行っております。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

【柴田委員】

2点質問したいのですが。1点目は、先ほどかなりいじめの認知件数が増えたということに対して、各校でのいじめの理解が進んだという話がありました。私もそれについては同じような認識をもっているのですが、この結果と県としてそういった姿勢で考えているということは、各市町村や学校にどのような形で周知されるのか教えていただきたいと思っております。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

積極的な認知についてであります。国からは毎回のように、全国に積極的に認知して即時対応というものが打ち出されておまして、県教育委員会、事務所・出張所、市町村教委との協議会等において、毎回このことを周知して、だいぶ広がってきたな思っています。今では、ほとんどの学校がいじめを認知しております。100%ではありませんが、困っている子供をすぐに救おうという流れになってきていると言えると思っております。

【柴田委員】

全体的にそのようになってると考えてよいですね。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

はい。

【柴田委員】

これははじめの難しいところだと思うのですが、認知することイコール教員の仕事が増えることになります。だから、その二つがかみ合わなくなると大変なことになります。各学校がどのような認識でいるのか、例えば管理職が、きちんとそのフォロー体制を指示しているのか気になる場所です。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。

【柴田委員】

2点目は、これは直接いじめに関係しないかもしれませんが、小学校における対教師暴力の数がかなり増えているのですが、どのような対教師暴力があったのか具体的な例は分かるものでしょうか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

個人情報なので、具体的な話はできませんが、一つだけ簡単に言うと、指導を受けた時に自分を制御できなくて教師に対して暴力的な行為を働いてしまったということが挙げられます。それから、この数値は延べ数なので、同じ児童生徒が何回も繰り返しているものも含まれています。

【柴田委員】

この数を見ると、対教師暴力、それから器物損壊が、明らかに小学校で多いですが、小学校で感情の調節が不全の子供たちがいることが気になっています。そういった子供たちに対して、例えば従来の指導が、かえってうまくいかなくなっていくことを私自身が経験しています。このようなデータ見ると、感情の調節困難な子供たちに対してどのように関わっていくのか、県としても考えていくことが重要になるのではないかと考えております。また、それがどのような方法になるのか、ちょっとその辺が気になりましたのでお伝えしておければと。

【嵯峨会長】

今の感情の調整に関して、コミュニケーション能力等が不足しているために、うまく伝えることができない子供も多いのではないかと思います。学校教育の中で、そういったことを養うことも必要じゃないかと考えています。

佐々木委員から御質問ありませんか。

【佐々木委員】

先ほどのアンケート調査は、国の年1回の調査をベースにしているということでしたが、国の調査の場合、やり方そのものを工夫しなければ本音を引き出すような自由記述がなかなか難しいというも伺っています。一方で、非常にいじめの認知及びその理解が進んで、個別対応も含めた対応が、本県の場合は、小・中学校、高校、特別支援学校ともに進んでいるとなると、そういう国のアンケート調査以外で、例えばQ U等のアンケート調査を併用して活用しながら対応しているものなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【事務局（義務教育課石川課長）】

県として何かを併用しているというものはないかと思います。ですが、市町村だったり学校によっては、Q U等の活用で人間関係の把握などの取組が結構広まってきているのではないかと思います。ただし、そのデータはこちらでは持っておりません。そのようなものを併用する学校が増えてきているなと感じています。

【事務局（高校教育課藤澤副主幹）】

はい。高等学校も同じです。学校によってはQ U等を活用している学校もあるかと思いますが、高校の場合は特に、小・中学校もそうだと思いますが、面接をしたり、それから部活動等で顧問の先生方が、生徒たちと色々コミュニケーションをとる中で、又は保護者から直接学校に連絡があったり、そういったものを吸い取って、組織委員会の中で共有して、対応について協議する、そういう形で行っている学校も多くあります。

【嵯峨会長】

ありがとうございます。他に、質問など、御意見ございませんか。ないようですので、次に協議に入りたいと思います。事務局から協議題が二つ示されていますが、一つ目の協議題につきまして事務局から設定理由の説明をお願いいたします。

【事務局（高校教育課勝又主任指導主事）】

はい。それでは協議題の設定理由について御説明いたします。

一つ目の協議題は、いじめの認知及び認知後の適切な対応の在り方についてです。県教育委員会では、これまで各校種において、様々な機会を捉えていじめ防止等の取組を推進してまいりました。その成果もあり、学校現場においてはいじめを積極的に認知しようとする気運の高まりを見せております。平成30年度問題行動等調査における本県はいじめの認知件数は、国公立・小・中・高あわせて4,233件と、前年度比+1,191件と大幅に増加いたしました。いじめの早期発見は、いじめへの迅速・適切な対処の第一歩となるものであり、学校、家庭をはじめとした全ての大人が連携・協力して児童生徒を見守り、わずかな変化にも気付く力を高めてきたことの表れであると言えます。

積極的ないじめの認知を推進するとともに、いじめの解消に向けて児童生徒に寄り添った指導と支援を組織的に展開していくことが今後の課題であるといえます。いじめに関わる情報を把握しても、その内容が管理職まで届いていなかったり、いじめの認知後、誰がどのように事実関係を聞き取り、加害・被害双方の保護者とどのように情報共有を図るかなど、具体的な対応や方針等がいじめ防止対策組織で決定されていなかったりするなど、組織的に対応できず、いじめ問題を複雑化・長期化させてしまうケースが散見されております。そこで、いじめの認知及び認知後から解決に至るまでの対応の在り方について、本審議会から御提言を賜りたく、本日一つ目の協議題として設定させていただきました。よろしくをお願いいたします。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。一つ目の協議題、いじめの認知及び認知後の適切な対応の在り方について話し合ってみたいと思います。それでは最初に、柴田委員はどうお考えでしょうか。

【柴田委員】

はい。非常に広いので、どのように話せばよいのかというのが正直なところですが。一つ疑問なことは、ここでその在り方について話された内容が、どのような形で、各学校に届いていくのかということです。また実際に、先ほど、その内容が管理職に届いていなかったりするという話がありましたが、どういったところで学校で実際に困っているのか教えていただき、その上で何か考えることができれば、更によいかと思います。

【嵯峨会長】

現状として、対応方法でちょっと困っているとかそういったことがありましたら教えていただきたいのですが、何かありませんか。

特に問題は生じてはいないでしょうか。対応がちょっとまずかったのではないかと、今考えている事案は、特にはないということでしょうか。

【事務局（高校教育課勝又主任指導主事）】

まず1点目のここで話し合われた内容が、どのように学校に伝わっていくかということですが、こちらの審議会の議事録は毎年県のホームページで公開させていただいておりますので、まず学校

関係者にもここで話し合われた内容は目にさせていただいております。

また、この審議会の中でここが特に重要だなという御意見や御提言は、例えば、高等学校の場合は生徒指導研究協議会、あるいは、教頭先生を対象とするいじめ防止等に係る研修会を毎年開催しておりますので、そこで御紹介させていただいております。

それから2点目の対応に困ったケースということですが、これも色々なケースがあるのですが、例えばですが、やはり学校側、関わった先生側が、これはいじめではなく、本当に人間関係のトラブルといいますか、元々仲の良い子供たちが何らかの延長でちょっともつれてしまった、でもこれはいじめじゃないという対応をしてしまって、結果的にそれが対応の遅れにつながっているというケースもございます。他にも色々事例はあるのですが、やはり初期段階でどれだけ危機感をもって対応するというのが大事なかなと見ているところです。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。先ほど柴田委員から認知件数が増加している部分については比較的肯定的に考えているけれども、先生方の対応について非常に負担が大きくなっているのではないかという話でしたが、負担が大きくなっている先生方が、どんな形で対応していけばよいか御意見ありませんか。

【柴田委員】

はい。これは私が考えていることというよりも、実際に最近の研究の中で言われていることですが、いじめというものが、これだけ色々な人が認知してそして理解するようになってきているということになると、多くの子供たち、それから親が自分に起きた、例えば自分が被った何らかの被害というものをいじめという言葉で説明するようになっていく、ということがあります。それがいじめという大変単純な非常に抽象的な言葉で一つ言われるようになっていくと、そこでズレが生じていく、ということが起きます。例えば先ほどの学校側が人間関係のトラブルとして見たのではないかということは、まさにいじめという抽象的な言葉の中の範囲の違いによるズレといえます。そこをどのようにして、しっかりと、本人が何をもちいじめだとして、そしてそれを、どのように体験し、何をしてほしいのか、ということをお子、それから保護者がしっかりとその内容を確認することが必要であろうということは、最近よく臨床心理学の論文の中で言われているところです。多くの場合が色々な問題になり、そしてそれが対応を難しくさせているということがあると思います。

【嵯峨会長】

それでは、この問題についてまた後で。では、佐々木委員から何かありませんか。

【佐々木委員】

ちょっと論点がずれるかもしれませんが、いじめの認知というこの言葉について、例えばいじめという言葉は、最近使われてるわけではなく昔から使われていたもので、それがなぜこのような形で非常に問題化されたのかということは、いじめによって命を落とした生徒が出てきたからだと思います。それがきっかけとなって法制化されて、このような形になったということ、実は学校の先生たちが一番現実として直視していながら、法律という、先生達の一番弱い部分が、制度化されたということもしっかりと認知していないということではないかなと感じています。法制化されたということは結局、それは法律の善し悪しは別にして、しっかりとそれに沿った対応をしなければいけないということだと思うので、それを前提とした、例えば、早期対応とかあるいは予防策といった、実態に即した対策がしっかりと教員レベルで共有化されているのかどうかということが、今一つ弱い部分なのかなと思います。そういう状況の中で、一方で法に照らすまでもなく、状況によっては、回避されるべき様々なトラブルと、全て法律用語に則って、まな板の上にさらされて、全てに対応しなければならないと思っている部分が、今混在化しているところが、非常にその学校の先生たちの対応を多忙化し難しくしている一つの要因ではないかと思っています。正解があるのか分かりませんが。ですから、研修とか色々話をする際に、例えば現状におけるいじめに対する様々な理解を深めるために、学校の中で、中心となるべき先生を中心とした研修を、もう少し多忙化と照らし合わせながら組織化していくやり方が、一つの在り方としてあるのではないかなと思います。他県でもそのようなハートフルリーダーみたいな形で、学校の組織化を図っているというところもあるやに聞いていますので、そういったところを参考にしながら、秋田県としては予防につながるよ

うな一つの組織的対応というものはありなのかなという感じをもっています。

【嵯峨会長】

ありがとうございます。私の考えを述べさせていただきます。先ほど、いじめの認知件数が増加していることに関しては、早期発見が実現しているということであり肯定的に捉えているという話がありましたが、それとは逆に、再発防止が実践できていないという面もあるのでないかと思いません。現状としていじめの件数は増大しているわけですから、対応が不十分なところもあるのではないかと思いますので、認知件数が増加していることが、いじめの早期発見につながっているという、それだけで済まされる問題ではないように思います。

質問し忘れてましたが、いじめの認知の経緯だとか端緒について、教えてもらえませんか。

【事務局（石川義務教育課長）】

データの部分になりますが、小・中学校の場合であれば、いくつか項目がある中で、アンケート等による発見が一番多くなっています。次は当然、個人の面談なども入りますので、本人からの訴え、その下の方では保護者からの訴えとか周辺の友人からという順番になっていますが、絶対数で一番多いのがアンケートを行った結果から発見するという状況にあります。

【嵯峨会長】

はい、ありがとうございます。県でも、いじめ防止に関するリーフレットを連絡協議会で作成したと思うのですが、弁護士会や警察など、色々な機関がいじめに関する相談窓口を開いていると思います。ですが、実際、児童生徒や保護者が相談に来られた場合、学校関係者にどのようにつなげればよいのか、把握してないところがあるように思います。

弁護士だとか警察が事件化することによって、場合によってはいじめの防止につながるとは思いますが、そこまでに至ってないケースについて、実際、外部機関にいじめの相談が来たときに、学校関係者につなげてあげる方法が構築される必要があると思っております。弁護士会にもいじめの相談窓口があるのですが、結局、学校関係者につなげないで、学校の専門性等に委ねるという形で委ねるという形で終わらせてしまっているところがあります。例えば、相談者に対して、学校の先生にこんなふうに言ってくださいみたいな感じの助言で終わるということもあります。もし外部機関が認知した場合に、学校関係者にどのようにしてつなげてあげればよいのかといったところも是非知りたいところであります。学校内部の問題で解決されてしまうと、その対応方法が正しかったのかどうか分かりませんし、不適切だったかもしれないけれど、学校関係者の中で終わらせてしまうこともありますので、もし外部機関でいじめを認知した場合に、適切なつなぎ方を教授していただければ、いじめの解消に生かせるのではないかと思います。その点について協議できればと思いますが、いずれにしろ教育機関、学校で、外部からの報告を受け入れる体制を整えていただきたいと感じています。これについて、委員の先生からありませんか。

【柴田委員】

ちょっと、よろしいでしょうか。連絡協議会はそれぞれの市町村で行われていて、結構パンフレットが作られているのですが、県の場合、いじめ連絡協議会の参加団体にパンフレットはどのような形で、どの範囲に送られているのでしょうか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

昨年度のは家庭地域向けであり、学校に配付してそこからPTAへ、また、ネットにもアップしているので、PTA研修会でも御活用くださいというものです。今年度のリーフレットは学校向け、学校研修向けのもので、それを基に子供たちに指導してくださいというものですので、全部の小・中・高・特、全ての学校に配付する形をとっています。

【柴田委員】

なるほど。その年度によって方向性が違うということですね。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

今年度は、今後ここが課題になるからこれを皆で考えてこれを発信していったらどうかというこ

とを事務局で考えました。委員の皆様から多大な御意見をいただき、それを基に完成して発信という形をとっています。

【柴田委員】

連絡協議会のことで、これはある他の市のことですが、連絡協議会をどのようにしていじめ防止のために効率的に活用していけばよいか考えたとき、そしてそのリーフレットをどのように使うのかを考えたときに、保護者に対して相談先を示すものとしてリーフレットを使うことが一番よいのではないかという意見が出たことがありました。その時に重要になってくるのが、反対方向からのそれぞれの機関との連携です。つまりは、同じ中に弁護士会があり、人権擁護委員会があり、そして児童相談所があり、警察があるという中で、保護者がどこに連絡して相談をしたらよいのかということが分からなくなってしまう。どこの機関がいじめの問題の中のどの部分について対応できるのかということが分からなければ、全く意味をなさなくなります。それを明確にして作られたパンフは一応あるはずですが、そういった連絡の機関同士のそれぞれの持ち分をしっかりとしなければ、双方の連携はできないと思います。その辺をどのように考えていますか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

去年も今年も連絡先を明記しています。例えば、今年度はネットいじめがテーマでありましたので、プロバイダーが削除依頼に応じない場合は、是非、秋田地方法務局人権擁護課に相談してくださいとか、それから、ネットいじめの内容が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪になりうる場合には、秋田弁護士会に相談してください、という具体的に矢印で示すように今年度はしています。

【柴田委員】

そうすると、その辺はかなり具体的に使えるようになってきているということですね。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

おっしゃるとおりでございます。

【柴田委員】

ありがとうございます。

【嵯峨会長】

そうすると、各機関としては、指示に従っていじめの解消に努めていく役割を果たしていけばよろしいですか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

ネットワークも構築されてきて、先ほど言った外部でいじめを発見した場合、おそらく私たち教育委員会に連絡をいただいて、私たちと市町村教委と学校が連携して、子供が困っているのを即対応するというような流れになってきているのではないかと考えています。

【佐々木委員】

ものによっては具体的な方向性が分からないケースもあるので、その場合にはまず一旦県に受け止めていただいて、窓口を色々示していただく形になるのかなと思います。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

はい。

【嵯峨会長】

実際問題として、警察に相談はしたのだけれども、相手方からの報復が怖いからそれ以上の対応はしないしてほしいとか、弁護士会に相談に来たとしても、訴訟だとかそういう形でやりましょうかということをお話すると、費用面の問題もあってそれ以上の対応は不必要だと言われることもあります。事件にはならないけれども、何か問題が生じていて、学校側にフィードバックしてあげてその問題を何とか解消できるように考えた場合、例えば教育委員会だとか学校側にこういった問題があり

ますよという形の働きかけができればよいのですが、実際のところその辺りの受け入れ体制が整えられていないように思います。弁護士がいきなり学校に行った時に、何で弁護士が出てきたのかと言われることもあったりします。弁護士会としてはこういう形で解決するのが望ましいのではないかと提言し、教育関係者と一緒になって解決に向けて働きかけをしたいと考えているのですが、なかなか実現できない状況にあります。

【佐々木委員】

今年の夏、教育実習生の担当で大阪の中学校に行った教授の報告に、いじめに関して大阪の弁護士会の会員が学校の講演会の講師として出向く、それが市教委か県教委かはちょっと分からなかったのですが、そのような施策があるという話を伺いましたので、もしかしたら全国的にはそういう対応をうまく活用しているケースが出てきてるかもしれません。是非色々な形の調査をしていただければありがたいと思います。

【嵯峨会長】

教育委員会の問題提起として、認知後にどういった形で事実関係を聞き取るだとか、情報共有を図るかといったことが聞きたいことであるという話がありましたが、いじめの認知後の対応に関して、委員の先生から御意見等はありませんか。いじめ解消に向けてこのように動いてほしいということはありますか。

【柴田委員】

これは臨床心理士として、審議の視点からということになりますが、最近、握手問題というものがありませんか。いじめの加害側と被害側に握手をさせて、これでOKということ、秋田ではどうかは分かりませんが、他県では結構問題になりました。少なくともそういったことはやめてほしいということです。いじめの問題を個人の問題として考えないでほしい、つまりはクラスや学年という学校のシステムの中で起きているという視点で対応することが望ましいのではないかと思います。私は大学で教職をとる学生たちの授業を毎年担当しています。その中でいじめについて論じるのですが、今年、学生から「被害児童生徒側の対応は色々分かった。では加害側に対してどのように対応すればよいのか」という質問がありました。学生たちに色々ディスカッションしてもらいながら、最終的に私が言ったことは「おそらく私が担任だったら、おそらく私が被害側の、それから加害側の児童生徒の担任だったら、一番最初に加害側の児童生徒に謝るだろうな」、「どう謝るかという『気付いてあげられなくてごめん』って私は言うだろうな」ということです。それはかなり学生たちにインパクトを与えました。というのは、どうしても学生たちは、加害・被害という二者の関係の中で対応を考えてしまうからです。おそらくそれで対応していくと、いじめの問題は変わっていきません。そういった学校の土壌、クラスの中の土壌のシステムの中でなぜ起きるのかということ把握し、その全体に対しての関わりをもっていくことが一番重要だろうと思います。手は掛かるだろうけれども、一番効果的であり、かつ、その後も持続するものでないのかと思います。

【佐々木委員】

基本的には柴田委員とスタンスは同じですが、やはりいじめ認知後の様々な対応としては、教員はどちらかというところからこうしなさいとか、あるいはこうあるべきではないかと指導したがるのですが、本当に加害者が被害者になったり、被害者が加害者になったりというそういう双方の展開が当然あり得るので、やはり指導ではなくて、あなたが今後できることは何なのかということ、それを常に考えさせながらサポートしていくという、そういうスタンスは非常に大事ではないかと考えています。そうすることによって、自分で今後どういう状況でどう対応したらよいかという、言ってみれば自己免疫力といいますか、そういった力も上がりますし、またそれを目指すための予防的な対応というの、今後、いじめ対策の中では大変重要になるだろうと考えています。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。私も二人の委員と基本的には同じ考えであります。今、柴田委員から握手させて終わりという話が出ましたが、表面的にいじめが解決したように対処したとしても、根本的な解決にはなっていないこともあります。一旦いじめを認知したら、いじめはもう解決しているんだと軽率な判断はせずに、時間をかけて、いじめの問題が本当に解消されてるのかどうか、

しっかり見極めることが大事であると思います。いじめの問題は、集団対個人という関係であって、その集団の中で個人が孤立していて、精神的に苦痛を受けて、悩んでいるケースが多いのではないかと思います。いじめの定義に当たらないから対応しなくてもいいのではないかと考える教師もいらっしゃるかもしれませんが、いじめの定義は抽象的な概念でありますので、いじめに当たるかどうか明白でない場合もあります。学校という集団生活の中で、生徒が苦痛を感じている状況であれば、継続的に何かしらのサポートをしていかなければいけないのではないかと思います。

また、加害児童に対する働きかけも大事です。結局、いじめはどのように起きているのか、その構造をしっかりと把握する必要がありますし、加害児童に対しても、自分の何がいけなかったのか…その被害児童の心情に配慮することができなかったことが問題だったと気付かせることが必要です。

対応について委員から意見があったところですが、教育機関の方で何か聞きたいことはありますか。いじめの予防という点で考えてみると、教師に対する研修も大事ですし、子供に対していじめ予防授業を実施することも必要ではないかと考えています。

【柴田委員】

全く別のことになりますがよろしいでしょうか。これがいじめではないという捉え方があった話がありました。これは実際私が経験したのですが、学校の先生は学校の文化の中にいらっしゃいます。そうすると、その学校の文化の中で、いじめではないと認識されることがあるのです。先生も生徒も同じシステムの中にいるからです。詳しくは言えないのですが、ずっと幼稚園、小学校、中学校と同じような仲間の中で、遊びそのものがいじめの構造をもってしまったということがあります。そうすると、担任の先生は、それは遊んでいるものには見えなくなってしまうことが起きるのです。だから、そのいじめを評価することそのものが、場合によっては非常に難しいものになることも考えていただければと思います。つまりは見えなくなってしまうのです。ある組織の中にいけば、全員同じ考えになります。そうすると、見えなくなってしまうものもあるわけです。その時私はよく先生方に「新任の先生から必ずこの学校の中で起きている遊びだったり、いわゆる生徒の関係というものについて情報をもらったらどうですか」と言います。新しく着任された先生はその学校に染まってないからです。文化に。中にずっといる先生よりは見えるのです。それを重視することによって、1年に1回そういった形で、その学校の中にどのような文化が存在していて、それが子供たちや教員にどのような影響を及ぼしているのかを確認してみるのがよいかもしれないという話をよくしています。本当に見えなくなります。それを注意しておいていただければと思います。

【嵯峨会長】

今言われたように、学校の内部でこれがいじめかどうか判断、把握できてない、気付かないところがあるかもしれません。そういった場合、外部の者がこれはいじめであると伝える必要があります。しかし、現状としては、外部機関が学校内部に入っていける状況ではありませんので、今言われたように、新任の先生だとか、第三者的な目で見れる先生方から、これはどうなんだと見てもらうことも必要だと思います。時間も押しまいましたので、第一の協議題について意見をまとめたいと思います。

まずは、学校の教師に対して、いじめについての教育や研修を実施していただき、こういうものがいじめにあたるという認識をしっかりといただく必要があると思います。学校の教師がいじめであることに気付かない事態もありますので、外部機関からの報告を受け入れる体制や外部機関と連携して、いじめの問題を一緒に考えることができるような体制を構築する必要があると考えます。

また、いじめられた本人がどう思っているのか、どうしてほしいのか、その辺りをしっかりと確認する必要があると思います。どういった苦痛を受けているのか、そういった把握に努めることも必要であると考えます。

時間もありませんので、二つ目に入りたいと思います。二つ目の設定理由について御説明をお願いいたします。

【司会】

はい、二つ目は「いじめへの対応に係る検証の在り方について」です。いじめへの対応は、被害・加害の生徒のみならず、その保護者や周囲の生徒、場合によっては外部機関など対象が多岐にわ

たることから、それら全体の概要を把握し、組織的に対応する上で、対応の過程について認知の段階から校内いじめ防止対策組織で共有を図るとともに、確認された事実関係やその後の対応等について、時系列にまとめ、正確に記録しておくことが求められます。これらの記録は、収集した情報や事実関係を精査するために限らず、組織としての対応が十分であったかどうか検証する上でも有益であり、蓄積された事例はその後のいじめに対応する上で示唆を与えるものとなります。更に、外部から情報公開請求等があった際には、学校の説明責任を果たす上で重要な役割を担うものであります。

その一方で、教職員はさまざまな業務を抱え多忙である現状を踏まえ、多忙化解消の観点から、負担軽減を図ることも同時に考えていかなければなりません。そこで、いじめ問題への対応の検証の在り方について、本審議会から御提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただきました。よろしくお願いたします。

【嵯峨会長】

はい。ありがとうございます。では、協議題の二つ目について話し合っていきたいと思います。協議題の二つ目はいじめの対応に関する検証の在り方についてですが、柴田委員はどのようにお考えですか。

【柴田委員】

感想になりますが、今の話の中で、教員の負担軽減について出ましたが、細かい記録をつくれればある意味よいのですが、負担軽減に必ずしも当てはまらなくなりますので、その検証ということで、ちょっと難しいなと考えています。

【嵯峨会長】

では、佐々木委員はどうでしょうか。

【佐々木委員】

難しい題材だと思います。最終的にはこういう審議会で我々の話す機会がうんと減るのが多分一番よい検証の在り方だと思うのですが、そのために少なくとも今、記録をとり、それを検証し、次の施策に生かしていくという形の中で、もちろん時代によって非常に難しい選択、あるいは、時代の変遷とともに、前に一度止めたことがまた生きてくるということも当然あると思います。積み上げた過去のやり方、あるいは今やってることを未来に積み上げていくと必ずどこかで無理が来るだろうと思います。最も有効かつ様々な連携をとって効果的にやり易いものをしっかり選択して、それを学校に還元していく、あるいは学校現場で生かしてもらうという形が、最も検証としてあるべき姿だろうと思います。非常に抽象的な言い方しか思いつきません。以上です。

【嵯峨会長】

私から1点お話をさせていただきます。教師の方々はしっかりといじめに対応していると思いますが、その対応方法が適切かどうか、適切であったかどうか、外部の者がチェックできる体制が整えられていませんので、本当に対応が適切になされているかどうか、現状として分からない状況にあります。重大事態が生じた場合には、学校側でアンケート調査や個別面談を実施し、その結果を、第三者委員会に書面で提出されたりはしますが、そこまでには至らない個別の事案において、果たして対応方法が適切だったのかははっきりと分からないケースもあります。そんなに大きな問題ではないものが、対応方法がまずくて重大事態に発展するということがあつたりします。個別の事案の対応について、どこかしらがチェックしていかなければ、大きな問題に発展することもありますので、そういう対応体制をとらなければいけないかなと感じています。

そのチェックですが、学校内部の機関がチェックするだけでは不十分だと思います。問題を大きくしないように学校内部の機関が隠蔽するということだって無きにしもあらずです。適正に対応がなされたかどうかをチェックするのであれば、外部機関がチェックしなければいけないのではないかと思います。こちらの審議会でも事案を出していただいてチェックすることも考えられなくはないのですが、日常的に開かれる訳ではありませんので、もし可能であれば、外部機関、弁護士会でも構わないのですが、外部機関に関与させる形で、いじめの対応について、適正になされてるかどうかがチェックする仕組みを作っていただきたいと考えています。どうでしょうか。

【柴田委員】

はい。そのチェックする機関ですが、これがどのような機関であるかが結構問題だと思います。すごく大事だと思います。私が臨床心理士として常に考えていることは、コラボレーションです。例えば、私が自分で作った面接記録はクライアントさんに必ず全部公開します。私が書いた記録は私の中の頭の中にある話であって、皆さんが同じ会話の中でしたものとは全く違うものかもしれないことを前提にしながら、それを公開します。私の中では、記録はその書いた人の物語、ナラティブでしかないと思っています。つまりその人がどのようにその事案を認識するかによって、書き方が変わりますので、その人のものでしかないと思っています。だから、それを例えば外部機関が見たからといっても、外部機関が外部機関のナラティブで見れば全く違うものになります。だからこそ、当事者を入れる必要があると思います。それがどれぐらいできるのかが、こういった審議会なり、実際にその相談を受ける人の責任であり度量だと思います。

だから、私自身の考えとして（面接記録の）黒塗りはありえません。それが全部、本来は当事者全員の共有の資産であるからです。そのような視点で考えていくと、その検証の仕方変わっていくと思います。私の考えが、行政や司法の中で正しい考えなのかどうかは別として、一つの意見としてそういったコラボレイティブな協働的な視点もあってよいのではないかと思います。もっと極端なことを言うと、関係する人全員が記録作ると面白いと思います。保護者も記録を作って、全部突き合わせると色々な違いが出てきます。それはものすごく大事なことになるかもしれません。

【嵯峨会長】

そうすると事実関係について記録を作った時に、外部機関よりまず先に、児童やその保護者に開示する必要があるということでしょうか。

【柴田委員】

そうですね。その保護者が、例えば、記録を作ってほしいとお願いすることもできますよね。それを我々と一緒に共有していきましょうということもできるかもしれません。

【嵯峨会長】

確かに保護者が納得するような解決を実現するというのであれば、こういった事案だったということを保護者に説明することが必要であると思います。第三者委員会がやることとして、こういった事実がありましたと説明し、その事実に対して、こういった解決をすべきだったと保護者にしっかり説明することが必要だと考えています。先ほど私は外部機関にチェックさせた方がよいのではないかと意見を述べましたが、まずやるべきことは、実際にいじめの被害を受けた児童とその保護者に対して、こういった事実関係がありましたと説明することが重要だと考えます。ただ、実際のところ、全てを学校が捉えているかということ、そうでないかもしれません。そういったこともありますので、やはり、外部に対しても、学校が把握している事実関係がどうであるのか、開示しなければいけないと思います。先ほどコラボレーションの話が出ましたが、全ての物に対して、適正に対応していますよと説明できるような記録を残しておくことが必要になってくると思います。教師の負担にならないように、教師の周りの人が記録化を支援してあげる必要があると思います。

【佐々木委員】

コラボレーションという、ずいぶん衝撃的な言葉がありましたが、少なくとも検証に堪え得る、つまりは説明責任を果たし、ある意味で開示に堪え得るような記録の在り方は当然必要だろうと思います。それに対応するために、当然学校の中の内部関係者も記録に携わっていることになると思いますが、「当事者もしくはその外部の支援を仰ぎながら」というところは、開示に堪え得るという流れの中であり得ると思いますので、十分検討の余地はあるだろうと考えています。

【柴田委員】

よろしいでしょうか。精神医療それから臨床心理学の中で、今主流になってきているのは、実はコラボレーションであり、開示です。ある学派の人たちは、ケースカンファレンスを当人とその家族がいらないところではしないと考えてるところもあります。それはなぜなのかということ、例えば専門家の集団が集まって話をした場合に、どうしても当事者の考え、思い、願いから離れていってしま

う。そして、何かその人の中の問題というものを明らかにしてしまうからです。だからこそ、それをやめて、当事者に添った形にしようということで、そういった学派はだんだん中心になってきています。そういったところを、例えば教育やいじめの事案の対応に関して応用することができれば、また違った世界が開けるのではないかと思います。その中での検証ということも思いました。

【嵯峨会長】

それでは、協議題の二つ目についてまとめたいと思います。まず、教師の負担になるかもしれませんが、事件を記録化しておくことは必要ではあるように思います。注意すべき点として、当事者、いじめられた者、あるいはその保護者の考え方から離れないような形で事案の把握に努める必要があります。そして、記録については、誰に対しても開示に堪えられるような形でとどめておく必要があると考えます。また、その記録については、いじめの問題が増加しつつある現状に照らし、再発防止につながる形で生かされる記録にしていきたいと思います。ということでまとめさせていただきます。

それでは、以上をもって、本日の審議会のまとめ、提言にしたいと思います。最後に、その他ということで、委員の皆様あるいは教育委員会から何か御意見等があれば伺いたいと思います。

なければ、私から一つ意見を言わせていただきます。教育委員会の方で、いじめの問題の取組の強化を図っていることは十分承知しているところです。今日はたくさん外部機関という話が出たのですが、この点、弁護士会は公的機関ではありません。いじめの予防授業なども、実現できるよう弁護士会で検討してきましたが、残念ながら、自治体から弁護士会にいじめ予防授業をやってほしいという要請は、現段階ではありません。弁護士会に頼むとなると、費用とかその辺りを懸念されていると思います。ただ、いじめの予防の取組の強化を図る上で、いじめに関する予算措置をしっかりと講じていただく必要があると思います。自治体の方でこの問題の取組をより強化するのであればしっかりと予算の枠付けをしていただいて、その予算をいじめ予防授業などに利用するを検討していただきたいと思います。

他に何かありませんか。それでは、議事はこれで終了ということにさせていただきます。進行を事務局に戻します。

【司会】

大変貴重な御提言を頂き、ありがとうございます。頂いた御提言は、児童生徒、保護者、現場の先生方にとって学校生活がより豊かなものになるよう、学校現場に還元してまいりたいと思います。以上をもちまして、令和元年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会いたします。お帰りの際は、お忘れ物のないよう十分お気を付けてください。本日はありがとうございました。